

宮津市公報

令和6年7月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 18 宮津市未来を担う人材応援奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例……………1
19 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例……………1

規 則

- 12 宮津市未来を担う人材応援奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………1

告 示

- 99 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（上司自治会）……………2
100 行旅死亡人に関する告示……………3
101 令和6年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業実施要綱……………3
102 宮津市公印（市長印）の電子印の作成……………5
103 島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会設置要綱……………5

公 告

- 47 農用地利用集積等促進計画の縦覧……………6
48 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況……………7
49 農用地利用集積計画の縦覧……………7
50 条件付一般競争入札の実施……………7

水 道 事 業

《上下水道告示》

- 5 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動……………10
6 水道使用料金及び公共下水道利用料に係る指定公金事務取扱者の委託……………10
7 水道使用料金等徴収業務の委託……………11
8 水道使用料金等徴収業務の委託……………11

教 育 委 員 会

《告 示》

- 14 宮津市教育委員会定例会の招集……………12
15 宮津市指定有形文化財の指定……………12

監 査 委 員

- 98 住民監査請求の結果……………12

農 業 委 員 会

《告 示》

- 6 宮津市農業委員会定例総会の招集……………17

条 例

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第18号

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例（令和 3 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（貸与の資格及び額）

第 2 条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人又はその父母、祖父母その他の生計を一にする親族が市内に住所を有する者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 1 条に規定する高等学校又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）を卒業した者（高等学校等を卒業する見込みの者及び高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 高等学校等を卒業した日から起算して 2 年を経過する日までに、法第 1 条に規定する大学又は法第 124 条に規定する専修学校（以下「大学等」という。）に進学予定の者
 - イ 高等学校等を卒業した日から起算して 2 年を経過する日までに大学等に入学した者で、現に大学等に在学するもの（法第 97 条に規定する大学院に在学する者を除く。）

2 市長は、前項に規定する者のうち、適当と認める者（本市の他の奨学金等の貸与を受ける者を除く。）に対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の奨学金を貸与することができる。

第 3 条第 1 号中「後の最初の 4 月 1 日」を「属する月の翌月の初日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第19号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成 3 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「7 人」を「6 人」に改める。

第 4 条第 2 項中「5 人」を「4 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 25 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第12号

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例施行規則（令和3年規則第5号）の一部
を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（返還）

第8条 奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）が、大学等を卒業したときは、貸与を受けた奨学金を当該卒業した日の属する月の翌月の初日（以下「起算日」という。）から起算して10年以内（6月以内の据置期間を含む。）に半年賦又は月賦で返還しなければならない。ただし、本市に住所を定めている場合は、この限りでない。

2 奨学生は、前条の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたときは、貸与を受けた奨学金を市長が別に定める日まで一括払で、又は市長が別に定める日から起算して10年以内に半年賦又は月賦で返還しなければならない。

第9条第1項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

（2）就職、起業等、本市以外で取り組む奨学生自身の実務の経験を通じた技能の習得等を行う場合であって、本市に住所を定める意思があると認められる場合 5年以内で市長が必要と認める期間

（3）育児休業又は介護休業をする場合 当該休業期間内で市長が必要と認める期間

第10条第3項を次のように改める。

3 奨学金の返還の免除の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、返還期限が到来した奨学金及びその遅延利息については、この限りでない。

（1）条例第3条第1号に規定する場合 奨学金の貸与を受けた期間における1年当たりの貸与額に、起算日から本市に住所を定めている経過年数（第9条の規定による返還の猶予を認められた期間を除く。）（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額

（2）条例第3条第2号及び第3号に規定する場合 奨学金を受けた者の状況等を勘案し、市長が別に定める額

第12条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6）第9条第1項各号に掲げる事由に変更が生じたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 地縁による団体名 上司自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省 略>

氏名 有 本 正 仁

- 3 変更年月日 令和6年4月1日
 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第100号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、次のとおり告示する。
 令和6年6月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

- | | | |
|----|------------|---|
| 1 | 死亡人の本籍又は住所 | 不詳 |
| 2 | 死亡人の氏名 | 不詳 |
| 3 | 年齢 | 30歳代から60歳代（推定） |
| 4 | 性別 | 男性 |
| 5 | 死亡の日時 | 不詳 |
| 6 | 発見場所 | 宮津市字由良 606 番地由利方から北方約 100 メートル先由良海岸 |
| 7 | 死亡の原因 | 不詳 |
| 8 | 発見日時 | 令和6年5月9日午後4時48分 |
| 9 | 着衣及び所持品 | 簡易ライター、ジーパン |
| 10 | 人相、体格又は特徴 | 身長約160センチメートル |
| 11 | 死体処理 | 令和6年6月6日午後9時に宮津警察署から引渡しを受け、同日、宮津市斎場にて火葬に付し、遺骨は宮津市字金屋谷886番地の経王寺にて保管。 |
| 12 | 問い合わせ先 | 宮津市健康福祉部社会福祉課生活支援係
電話 0772-45-1623 |

* * *

宮津市告示第101号

令和6年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業実施要綱を次のように定める。
 令和6年6月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

令和6年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰による負担増によって様々な困難に直面した低所得者が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時的な措置として実施する令和6年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（給付金の支給）

第2条 市長は、令和6年6月3日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、同法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの自治体の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主に令和6年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

- (1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
- (2) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和6年度分の市町村民税均等割のみ課されている者で構成される世帯
- (3) 前2号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和6年1月から令和6年9月までの間の家計が急変し、同一の世帯に属する者のうち令和6年度分の市町村民税均等割が課されているものの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和6年1月から令和6年9月までの任意の1か月の

収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯には、給付金を支給しないものとする。

- (1) 給付金の支給を受けた世帯(他の自治体から給付金と同様の支給を受けた世帯を含む。)に属する者を含む世帯
- (2) 基準日の翌日以後の住民票の異動により、別世帯とする世帯の分離の届出があったものは同一世帯とみなし、いずれかの世帯に対し給付金を支給した場合のその他の世帯
- (3) 市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- (4) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯
- (5) 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施要綱(令和5年告示第91号)第2条第1項第1号及び第2号に規定する世帯
- (6) 令和5年度物価高騰対応重点支援給付金事業実施要綱(令和6年告示第3号)第2条第1項に規定する世帯

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、1世帯につき10万円とする。

2 給付金の支給に該当する世帯のうち、平成18年4月2日から令和6年9月30日までの間に生まれた者(以下「18歳以下の児童」という。)が属する世帯には、18歳以下の児童1人につき5万円を前項の額に加算する。ただし、前条第1項第3号の世帯には加算しない。

(受給権者)

第4条 給付金の受給権者である世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)を受給権者とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

(給付申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給要件確認書(以下「確認書」という。)又は住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給申請書兼請求書(以下「申請書」という。)を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(代理人による支給申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
 - (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人が確認書を提出するときは、受給権者は確認書の委任欄に記載し、支給の申請をするときは、申請書に加え、原則として受給権者による委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 市長は、第1項第1号の規定による代理人にあつては、住民基本台帳により代理権を確認するものとし、同項第2号又は第3号の規定による代理人にあつては、市長が別に定める方法により、代

理権を確認するものとする。

(支給決定等)

第7条 市長は、第5条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の適否を審査し、当該申請者に対し、給付金を支給する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 受給権者から第5条に規定する期限までに確認書の提出又は申請書による申請が行われなかった場合は、受給権者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が前条の規定による支給決定を行った後、確認書又は申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書又は申請書の補正が行われず、受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、給付金の支給を受けた後に受給権者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、確認書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第102号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

令和6年6月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市長印 市長名をもって発する文書 (宮津市福祉・教育総合プラザ使用許可書) (宮津市福祉・教育総合プラザ使用許可書(浜町ギャラリー))	令和6年7月1日

* * *

宮津市告示第103号

島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年7月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮津まちなか地域振興拠点施設、島崎公園、みやづ歴史の館、宮津会館等の施設が所在する島崎地区及び浜町地区のウォーターフロントにおけるエリア毎の活性化（以下「エリア毎の活性化」という。）を検討するに当たり、幅広い見地からの意見及び助言を聴取するため、島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) エリア毎の活性化に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 市長又は委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、資産活用担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第47号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、令和6年5月28日付け6京農会村第608号で農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和6年6月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積等促進計画の縦覧期間

自 令和6年6月4日

至 令和6年6月21日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第48号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年6月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧請求機関の名称及び代表者氏名 （閲覧委託者又は機関名）	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民 の範囲
株式会社エム・アールビジネス 代表取締役 櫛 谷 忠 則 （京都府政策環境部総合政策室）	「令和5年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	令和5年5月24日	市内全域の満18歳以上の男女計98人
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤 澤 士 朗 （法務省出入国在留管理庁）	「日本人を対象とした外国人との共生に関する意識調査」の調査対象者を抽出する。	令和5年9月6日	満18歳以上の字白柏、百合が丘地域の男女計24人
一般社団法人 新情報センター 事務局長 山 本 恭 久 （内閣府大臣官房政府広報室長）	「国民生活に関する世論調査」の調査対象者を抽出する。	令和5年9月20日	由良地域の満18歳以上の男女計16人
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克 彦 （国土交通省不動産・建設経済局・土地政策審議官部門土地政策課）	「令和5年度土地問題に関する国民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	令和5年10月17日	須津地区の満18歳以上の男女計17人

* * *

宮津市公告第49号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和6年度農用地利用集積計画（令和6年6月13日付け宮農委第16号通知分）を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和6年6月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和6年6月20日

至 令和6年7月9日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第50号

条件付一般競争入札の実施について

宮津市医療MaaS車両購入の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

本入札は、郵便入札によって実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 宮津市医療MaaS車両購入
- (2) 業務の仕様等 別添「宮津市医療MaaS車両購入仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに従う
- (3) 履行期間 契約日から令和7年2月28日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市健康福祉部健康・介護課(健康増進係)
郵便番号 626-8501
所在地 京都府宮津市字浜町3012番地 宮津市福祉・教育総合プラザ4階
電話番号 0772-45-1624
FAX番号 0772-22-8438
E-mail k-zousin@city.miyazu.kyoto.jp

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たし、かつ、下記6の入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加できる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、国又は地方公共団体の入札参加資格の停止(以下「入札資格停止」という。)の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (4) 参加者又は参加者の役員等(役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与しているものを含む。)が、宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 業務を実施するに当たり、地方自治体が発注する医療MaaS車両の購入に関する受託実績が過去2年の間に2回以上あり、これらすべてを誠実に履行した実績があること。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 添付資料
 - ア 登記事項証明書(履歴事項証明書) 発行後3か月以内のもの(写し可)
 - イ 市区町村納税証明書(滞納のないことの証明書) 発行後3か月以内のもの(写し可)(本日から委任する場合は、当該委任先の所在地の市区町村で発行されたもの)
 - ウ 申告書(様式2)
 - エ 誓約書

5 入札手続等

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間
令和6年7月1日(月)から令和6年7月12日(金)まで
※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (2) 仕様書等の閲覧期間
令和6年7月1日(月)から令和6年7月12日(金)まで
※仕様書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付
令和6年7月1日(月)から令和6年7月12日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ただし、提出方法は郵送とし、令和6年7月12日（金）の午後4時までに2に示す担当部署へ必着とすること。

（4）質問の受付

仕様書等に関する質問

令和6年7月12日（金）まで

ただし、郵送の場合は令和6年7月12日（金）の午後4時までに必着とする。

（5）回答の閲覧

仕様書等に関する回答

令和6年7月19日（金）に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

（6）入札書の提出方法

ア 入札参加者は、入札書とその内訳を記載した内訳書を2に示す担当部署へ提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

イ 入札書を送付するときは、封筒の表側に「入札書在中」と明示するとともに、業務名、入札日及び入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）を記載して、封印するものとする。

ウ 入札書を封印した封筒は、送付用の封筒に入れて、一般書留、簡易書留、又は特定記録郵便で送付するものとする。宛名は2に示す担当部署とし、表側に「入札書在中」と明示するとともに、業務名、入札日並びに入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）を記載するものとする。

（7）入札書の提出期限

令和6年7月25日（木）の午後4時までに必着とする。

（8）入札日及び場所

令和6年7月26日（金）午前10時

宮津市福祉・教育総合プラザ4階会議室

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができない。

（1）3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

（2）申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

（1）入札は、郵便入札によって行い、執行回数は3回以内とする。

（2）再入札となる場合には、日時及び場所、入札書の送付先及び提出期限その他必要事項を別途通知する。

（3）入札金額は「円止め」とする。

（4）入札書には、医療MaaS車両購入に係る費用総額（税抜き）を記載する。

（5）次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ 入札書が提出期限までに到達しなかったとき。

キ 持参、普通郵便等の５の（６）に示す提出方法によらない方法で入札書が提出されたとき。

ク その他入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金については免除とする。

11 その他

その他については、宮津市財務規則、「宮津市郵便入札実施要領」及び「郵便入札に関する注意事項」の規定に示すとおりとする。

水 道 事 業

宮津市上下水道告示第5号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和6年6月5日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第105号

（１）名 称 株式会社杉建

（２）所 在 地 与謝野町字石川537番地の3

（３）代 表 者 （変更前）代表取締役 杉 本 孝 史
（変更後）代表取締役 杉 本 健太郎

* * *

宮津市上下水道告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月24日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
株式会社京都銀行	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦 3 丁目 1 番 21 号

株式会社ポブラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号
KDDI 株式会社	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号
株式会社 NTT ドコモ	東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

水道使用料金及び公共下水道使用料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

* * *

宮津市上下水道告示第 7 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、水道使用料金等徴収業務を令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 24 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

1 受託者の所在地及び名称 神戸市中央区京町 74 番地

京町 74 番ビル 9 階

株式会社フューチャーイン関西支店

2 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

3 委託業務の範囲

- (1) 窓口業務
- (2) 開閉栓業務
- (3) 検針業務
- (4) 調定業務
- (5) 収納業務
- (6) 滞納整理業務
- (7) 電子計算機処理業務
- (8) その他付随業務

* * *

宮津市上下水道告示第 8 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 24 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

徴収事務受託者

所在地 乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田 10 番地 9

名 称 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社京都支店

教 育 委 員 会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第14号

令和 6 年第 8 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 6 月 21 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 6 年 6 月 27 日（木） 午前 9 時
 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

* * *

宮津市教育委員会告示第15号

宮津市文化財保護条例（昭和58年条例第35号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる有形文化財を宮津市指定有形文化財に指定したので、同条例第 5 条第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 27 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

有形文化財 2 件

種 別	名 称	員 数	時 代	所 有 者	住 所
彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	平安後期 ～鎌倉初期	宗教法人養福寺	宮津市字田井 602
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	安土桃山	宗教法人如意寺	宮津市字由良 2358

監 査 委 員

宮津市監査公表第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 5 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を公表する。

令和 6 年 6 月 17 日

宮津市監査委員 尾 崎 吉 晃

宮津市監査委員 松 本 隆

住民監査請求監査の結果

第 1 請求人 （省略）

第 2 請求の要旨

請求の対象となる職員：宮津市企画財政部財政課長

財務会計上の行為：令和 6 年 1 月 17 日に、損害保険ジャパン株式会社に対して違法な「道路賠償責任保険」事故報告書を提出した。

違法の根拠

- ① 日本国憲法第17条は「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」と定めており、道路の管理瑕疵による損害賠償もその一例である。しかし、国家賠償法第 2 条第 1 項に基づく損害賠償の適用要件は次の 4 点と解釈される。i 対象が公の営造物であること、ii 公の営造物の設置・管理に瑕疵があること、iii 損害が発生していること、iv 瑕疵と損害の間に因果関係があること、であり 4 点全てを充足する必要がある。この点を踏まえ、以下を請求するものである。
- ② 令和 5 年 10 月 25 日午後 10 時 00 分に宮津市字本町 1010 番地先の宮津市が管理する里道（法定外公

共物)で発生した市民の事故に対する令和6年1月17日の保険会社「損害保険ジャパン株式会社(以下「損保社」とする)への損害賠償請求は以下の点において違法請求である。

- ③ 令和6年3月1日の宮津市議会における質疑に対する答弁で「たぶんここだろうと見つけ、市が場所を特定し、直したが、この場所と違うところで事故が起こった…」と部長が答弁されたが、「損保社」には「特定された事故現場の写真」を添付の上損害賠償保険請求を行っている。場所が明確ではないが法定外公共物として市が管理する里道、水路で事故が発生したことは事実であり市の責任であるとの見解を「損保社」に通知した内容が添付した情報公開資料には存在しない。従って、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の適用要件4点中「i 対象が公の営造物であること、iv 瑕疵と損害の間に因果関係があること」が断定できず、4点全てを充足しているとは言えない。
- ④ 令和6年3月1日の宮津市議会における質疑に対する答弁「これまでから事故があったことは無い。水路蓋が傾いていたことは把握していない。」「周辺市民からの改善要望は無い」と答弁されている。「東京地裁平成28年7月26日、段差歩行者転倒事件」の判例から検証すれば、危険箇所を放置している事実がなく市の責任であると断定する根拠が無い。国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の適用要件4点中「ii 公の営造物の設置・管理に瑕疵があること、iv 瑕疵と損害の間に因果関係があること」が断定できず4点全てを充足しているとは言えない。
- ⑤ 事故と管理者の瑕疵を証明する手段として、i 事故発生 ii 事故報告 iii 調査 iv 交渉、があるが本件の情報公開請求による資料にはiii 調査 iv 交渉の事実が存在しない。また i 事故発生 ii 事故報告の点においては、事故相手方から口頭による損害賠償請求と過失責任及びその割合は損保社事例を参考に口頭で行われ、交渉過程を証明する文書はないと情報公開請求に回答がある。アジャスター制度の利用や活用も情報公開請求で提示された資料には無い。

損害の内容

全国市有物件災害共済会に加入し「道路賠償責任保険」事故報告書を提出、賠償保険金の支払いを受給した本件であるが、虚偽による「道路賠償責任保険」事故報告書であり、法遵守の点から行為そのものが違法である。違法請求による賠償保険金の請求と受給は加入する全国市有物件災害共済会の保険料増加に繋がる可能性と加入条件の見直しに影響を及ぼす可能性がある。加入する保険金の支出とはいえ違法な公金の支出を行った。

請求する措置

上記①～⑤の点から、本件の損害賠償請求受理と保険金支払いには法的正当性が存在せず、令和5年10月25日に発生した市民の事故に対する令和6年1月17日の「損保社」への損害賠償請求は違法請求、且つ保険金支払いは違法支給である。また「損保社」の判断により保険金が支払われるとする基準が存在するなら、その根拠と共に法を順守する行政・公務員の法解釈への見解を明示する必要があるが、その見解は情報公開請求の資料には存在しない。従って「損保社」へ違法請求を行ったことの通知と取り消し、損害賠償請求により支払った事故相手方からの保険金返還を請求する。

第3 請求の受理

本件請求は、令和6年5月10日に提起され、地方自治法第242条第1項及び第2項に定める要件を具備するものとして受理した。

第4 監査の執行

- 1 監査の期間 令和6年5月11日から同年6月14日まで
- 2 監査の対象部署
企画財政部財政課、建設部土木管理課
- 3 請求人の陳述及び証拠提出
令和6年5月21日に請求人の陳述の機会を設け、請求の趣旨を補足する陳述を受けた。
- 4 関係人の弁明書及び証拠提出
令和6年5月27日に宮津市長は弁明書及び証拠として国家賠償法の写し、宮津市法定外公共物管理条例(抜粋)の写し、道路賠償責任保険の手引き(令和5年1月作成、公益社団法人全国市

有物件災害共済会及び引受幹事保険会社損害保険ジャパン株式会社発行、抜粋）の写しを提出した。

5 関係人の陳述

令和6年5月28日に企画財政部次長、同部財政課資産活用係長、建設部次長及び同部土木管理課土木係長の陳述を聴取した。

第5 監査の結果

1 関係法令等

本件請求に係る関係法令等は、次のとおりである。

(1) 国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 略

(2) 宮津市法定外公共物管理条例

(目的)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が所有する法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、法定外公共物の適正な利用を図り、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、市の公有財産で次に掲げるものをいう。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）の規定が適用されない道路

(2) 略

(3) 略

(法定外公共物の維持)

第3条 市長は、法定外公共物を常に良好な状態に維持し、その適正な利用を図るように努めなければならない。

2 法定外公共物の利用者は、市長が行う維持及び管理に協力しなければならない。

2 事実の確認

本件請求に関し、次の事実を確認した。

(1) 令和5年10月27日、土木管理課職員が被害者から同年10月25日発生の事故の電話連絡を受け、同日現地確認を行ったところ、里道路面に穴を発見し、当該箇所が事故発生場所であると認識し、再発防止のため応急措置を行った。なお、被害者は怪我の関係から現地立会が出来なかった。

(2) 令和6年1月10日、土木管理課職員が被害者から事故の経緯を聴き取り、改めて現地を確認したところ、上記(1)の場所ではなく、当該里道の水路蓋が傾いている箇所の5 cm程度の段差で被害者が転倒、負傷したことが判明した。

(3) 令和6年1月17日付けで、加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会道路賠償責任保険の引受幹事保険会社である損害保険ジャパン株式会社に対し、事故発生場所として上記(2)の水路蓋の段差を示す図面及び写真を添付して「道路賠償責任保険」事故報告書を提出した。

(4) 設置管理瑕疵責任及び責任割合について、損害保険ジャパン株式会社から事故報告書と過去の判例から計算された損害賠償額の提示を受け、それを参考に被害者と口頭により協議を行った。

(5) 令和6年2月26日に被害者との示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分を行い、同条第2項の規定により議会に報告した。

(6) 令和6年3月1日の宮津市議会定例会の諸報告において動議による質疑が次のとおり行われた。
(令和6年第1回宮津市議会定例会議事速記録第3号から抜粋)

○議員 (略) 以下9点ほど質疑をしたいと思います。(略)

1、里道水路に対する責任の範囲は。

2、対象里道水路の経緯とその状態はいつから把握していたのか。(略)

3、不全状態であることの規定は。

4、周辺の市民から改良要望があったのか。

5、なぜ今まで未対応なのか。その理由は。(略)

○建設部長 (略) 1点目です。(略) 里道水路、いわゆる法定外公共物につきましては、宮津市法定外公共物管理条例に基づきまして、本市が財産管理を行っております。したがって、その責任の範囲につきましては、市に及ぶものと認識をいたしとります。

ただ、この里道水路につきましては、地域に密着した施設だということで、これまでから地域で維持管理をお願いしてきておるということであります。

2点目です。(略) 古くから地域の皆様に親しまれている里道ということでもあります。したがって、通行量も比較的多いものというふうに認識をしておりますが、これまでから事故があったということではなく、今回水路蓋が傾いていたということについては把握しておりませんでした。(略)

3つ目(略)であります。判例を調べてみました。京都市の市道の歩道です。今回の里道のケースとは若干違うということになろうかというふうに思いますけれども、4センチの段差があることによって事故があったと、こういうことがございました。平成14年の大阪高裁で判決されたということでございますが、その過失割合は5対5ということであったということです。これは公道上のお話ということでございます。

4点目です。(略) これまでから地域からの御要望というのは伺っておりません。

5点目、(略) この事故があるまで承知してなかったということでございますが、今回の事故は水路蓋が傾いておったということで、5センチ程度の段差があったというものです。これについては地域からの御指摘等々もなかったということでもありますし、当方の道路パトロールというものもしておらず、発見に至らなかったと、こういうことであります。

○議員 地域からの要望がない中で、法定外公共物の制度を使ってじゃないと直せないというところで、となれば今ここで事故が起きて、その段差が直らずそのままに残ってしまうということになるので、同じ場所で同じ状況でまた事故が起きたら、そこで何回も何回も損害賠償しなきゃいけないという状況が残ってしまうと思うんですけども、その辺りが課題として残ってくると思うんです。だから今回のケースをしていくということは、ほかのところもこういうことになってくるケースもちょっと出てくるんですけども、その辺りのお考えとかをお聞かせいただければと思います。

○建設部長 地域に一定補助金制度も活用いただきながら維持管理をお願いしとるということです。基本はこれでいきたいと思っております。

今回の事案については、事故が実際にあったということです。地域で何とかと思っておるんですが、今回応急避難的な措置として、事故があったもんですから、その穴ぼこのところはもう埋める措置が必要だということで、埋める、アスファルト、カネファルト舗装、埋めたというような対応をさせてもらったということです。ただ、基本的な考え方はそういうことにさせていただきたいと思っております。今回も、多分議員も御承知なんだろうと思っております。今回その事故があって、その当事者が少しの間入院されてたということです。どの場所かというのが、我々管理者側としては把握まだできてない状態というのは実はありました。ただ、この通りでこういう事故があったという事実だけは確認をいたしましたので、その通りの中で恐らくここだろうという部分を、穴ぼこがありましたんで、そこをカネファルト舗装をうちの作業員さんで至急お願いした。これはもう緊急避難的な措置ということなんです。基本的にはこういう対応をさせてもらいたいなというふうに思っております。事故があったんだけど、地域、維持管理お願いねと、補助金制度使ってよと、こういうわけにはなかなかいかんというふうに思っておりますので、その当該箇所がいかに事故が起ると、起こりそうだなというような損傷というようなことがあった場合には、もう緊急避難的な措置として我々がすぐさまその補修をすると、こういう対応はしていかなんと、このように思っております。

○議員 先ほど御答弁いただいた中で、このいわゆる通路の、けがを起こされたというか、事故が起きたところの場所が特定できないということがおっしゃられてたと思うんですけども、となると保険の適用というのができないんじゃないかなと思うんですけども、その辺りのことを保険会社の

方とどういうことになっているのかというのを伺いたいということと、(略)

○建設部長 (略) 先ほど申し上げたのは、要はうちの管理する里道で事故が起こったことは間違いなく、その当事者がいなかったのも、どこだということは分かってなかった。分かりませんでした。ただ、事故が起こったという事実がこの通りの中にあるので、我々がその後ももちろんパトロールをいたします。そのときに多分ここだろうというものを見つけましたので、同じ事故が起こらないようにこの穴ばこをアスファルトで補修したということです。我々はそこを特定したと、箇所をね。通りで事故が起こったのは間違いはない。結果として、我々がここだろうと思って直したとこと違うところで事故されたというようなことが分かったということの答弁やっただけです、先ほどは。そういう意味での特定という意味です。うちの管理する里道で事故が起こったということは間違いはないということなので、それは保険適用だということで、もう専門家にそれは委ねたということです。(略)

(7) 今回賠償保険金が支払われた全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険の保険料分担金は、道路種別ごとに定められた保険料率(1kmあたり1年間)に道路延長を乗じた金額であり、現時点においては賠償保険金の支払いによって保険料分担金が増減する仕組みのものではない。

3 監査委員の判断

(1) 事故発生場所と保険金請求手続きについて

請求人は、令和6年3月1日の宮津市議会定例会における質疑の内容と情報公開請求による行政文書不存決定通知書から、調査や交渉の記録及び第三者の証明もなく転倒事故の場所が明確でないのに場所を特定した事故報告書を提出し、保険金請求手続きを行ったのは違法であると主張している。令和6年3月1日の宮津市議会定例会における質疑においては、今後同様の事故が起こった場合の課題についての質疑に対する答弁の中で、「どの場所かというのが、我々管理者側としては把握まだできていない状態というのは実はありました。」と答弁しているが、場所が把握できていない状態であったが再発防止のために職員が確認した箇所の応急措置を行ったという趣旨であり、事故報告書を提出した時点で転倒事故の箇所が特定できていなかったということではない。また、事故報告書には第三者の証明は必要とされておらず、被害者から事故の経緯を聴き取った上で土木管理課職員が現地を確認し、当該里道の水路蓋が傾いている箇所の5cm程度の段差で被害者が転倒、負傷したと事故発生箇所と原因を特定した。その上で令和6年1月17日付けで事故報告書を提出したものであり、この後の保険金請求手続きを含めて違法性は認められない。

(2) 宮津市の責任であることの根拠について

請求人は、令和6年3月1日の宮津市議会定例会における質疑において、これまでから事故があったことはない。水路蓋が傾いていたことは把握していない。周辺市民からの改善要望はないとの答弁から、過去の判例から検証すれば、危険箇所を放置している事実がなく市の責任であると断定する根拠がないと主張している。しかし、宮津市は、上記水路蓋について管理責任を負っており、その設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときには国家賠償法上の責任を負うことになる。この国家賠償法にいう設置又は管理に瑕疵があったとみられるかどうかは、当然営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものであるとされている。上記水路蓋についてこれをみると、傾きによる5cm程度の段差が生じていたことが認められ、上記水路蓋の存在する里道が古くから地域の住民に親しまれていると評価されるもので、通行量も比較的多いことなどその他の場所的環境及び利用状況等を考慮すれば、上記水路蓋の段差によって歩行者等が転倒して傷害を受ける可能性があったと言わざるを得ない。これに対し、上記のとおり請求人は、宮津市が水路蓋が傾いていたことを把握していないことや、周辺住民から改善要望がなかったことから、宮津市の責任があると断定できない旨主張しているが、道路の設置管理瑕疵に関する過去の裁判例を参照すると、事故発生時までには危険性を指摘する通報がなかったことをもって事故回避可能性を否定することはできない旨の裁判例(大阪高裁平成14年7月23日判決)に鑑みても、上記水路蓋について宮津市に結果回避可能性がなかったなど宮津市の責任が否定される事情は認めがたい。

なお、同裁判例は、道路に存する4cmの段差に設置管理瑕疵を認めており、このことに鑑みても、

上記水路蓋に設置管理瑕疵があると判断したことが違法であるとは到底認められない。

以上から、上記水路蓋に設置管理瑕疵があったとした宮津市の判断に違法性は認められない。

(3) 賠償保険金支払いの違法性について

請求人は、虚偽の「道路賠償責任保険」事故報告書による違法な賠償保険金の請求と受給は、加入する全国市有物件災害共済会の保険料増加に繋がる可能性と加入条件の見直しに影響を及ぼす可能性があり、加入する保険金の支出とはいえ違法な公金の支出を行ったと主張しているが、上述のとおり事故報告書の提出と保険金請求手続きには違法性は認められず、違法な公金支出とは認められない。

4 結論

以上の判断により、請求人の主張には正当な理由が見当たらないと判断する。よって、請求を棄却する。

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 6 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 6 年 6 月 6 日

宮津市農業委員会
会 長 関 野 掲 司

1 日 時 令和 6 年 6 月 13 日 (木) 午前 9 時 30 分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

議案第 27 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 28 号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について

議案第 29 号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について

議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について